

## 平成27年度からの地域区分について

〔障害者〕

平成24年度の報酬改定において地域区分の見直しが行われ、平成27年度から完全施行されることとなっております。(平成24年度から平成26年度までの3年間で、段階的に単価の引き上げが行われました。)

平成27年4月(5月請求)分からの地域区分及び報酬単位当たりの単価については、次のとおりとなりますので、お知らせいたします。

国保連の伝送システムの変更入力をお願いいたします。

地域区分は18級地から「6級地」となります。

サービス種別(基準該当含む)	単価(円)
・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・就労移行支援 ・生活介護 ・短期入所 ・計画相談支援 ・地域相談支援	10.18
・就労継続支援(A型・B型)	10.17
・施設入所支援	10.20
・共同生活援助	10.24
・療養介護	10

裏面へ

## 〔障害児〕

平成27年度の報酬改定において地域区分の見直しが行われ、平成30年度に完全施行される予定となっております。(4年間で段階的に単価の引き上げが行われますが、富山市所在の事業所については報酬単位当たりの単価は変動ありません。)

平成27年4月(5月請求)分からの地域区分及び報酬単位当たりの単価について、次のとおりお知らせいたします。

### 国保連の伝送システムの変更入力をお願いいたします。

地域区分は全て「12級地」となる予定です。

		サービス種別(基準該当含む)	単価(円)
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	10.19
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所(基準該当を含む)の場合	10.18
		主たる対象が重症心身障害の場合	10.23
		医療型児童発達支援 (含:指定発達支援医療機関)	10
	放課後等デイサービス	重症心身障害以外の障害の場合(基準該当事業所を含む)	10.18
		主たる対象が重症心身障害の場合	10.23
	保育所等訪問支援	10.19	
障害児入所支援	福祉型	場知的障害の併設する施設が主たる施設の場合	10.17
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	10.19
	医療型	肢体不自由の場合	10
		重症心身障害の場合	10

(問い合わせ先)  
障害福祉課 企画係  
(TEL)443-2207